

～幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の請求について～

(一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、複数事業の併用利用者向け)

以下の内容をご確認いただき、該当の方は施設等利用費の請求手続きを行ってください。

〈施設等利用費とは〉

- ・保育料無償化に伴い、本市から各施設又は保護者の方へ支給する給付金を「施設等利用費」といいます。
- ・施設等利用費には利用施設や年齢に応じた上限金額があります。
- ・ご利用の施設や事業によって本市への施設等利用費の請求方法が変わります。具体的には、各施設が取りまとめて請求する場合と、保護者の方が直接請求する場合があります。
- ・保護者の方が直接請求する場合、ご自身で請求書を作成していただく必要がありますので、添付の「施設等利用費請求書（償還払い用）」等を作成して市まで提出してください。
- ・保護者の方が直接請求する場合、利用料は一旦各施設にお支払いただくこととなりますが、後から本市より保護者の方へ施設等利用費が給付されます。(このような支給方法を償還払いと呼びます。)

〈利用施設による請求方法の分類〉

- ・施設等利用費の請求方法は、利用している施設のタイプや利用している施設の組み合わせによって変わってきます。ご自身がどのパターンに該当するかを以下からご確認ください。
- ・まず、利用施設を以下の3つのグループに分類しますので、ご自身が利用された施設がどのグループに該当するかをご確認ください。

A グループ：新制度未移行幼稚園、預かり保育

B グループ：認可外保育施設

C グループ：一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

- ・次に、グループごとの請求方法をまとめましたので以下をご確認ください。なお、複数の施設を併用されている場合は、グループの組み合わせによって請求方法が変わってきます。

① 利用施設が1つだけの場合

A グループ：施設が取りまとめて請求するので個人請求は不要です。※

B グループ：施設が取りまとめて請求するので個人請求は不要です。※

C グループ：保護者の方による個人請求手続きが必要です。

※施設と相談した上で個人請求の手続きが必要となった方は除きます。

② 複数の施設を併用している場合

A+B グループ：A グループ分は施設が取りまとめて請求し、B グループ分は個人で請求いただきます。

A+C グループ：A グループ分は施設が取りまとめて請求し、C グループ分は個人で請求いただきます。

B+B グループ：全額、保護者の方による個人請求手続きが必要です。

B+C グループ：全額、保護者の方による個人請求手続きが必要です。

C+C グループ：全額、保護者の方による個人請求手続きが必要です。

A+B+C グループ：A グループ分は施設が取りまとめて請求し、B グループ分と C グループ分は個人で請求いただきます。

〈施設等利用費の上限額〉

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育施設、ファミリーサポートセンター事業

利用者の年齢によって月額上限額が以下のように異なります。

3～5 歳児：月額 37,000 円

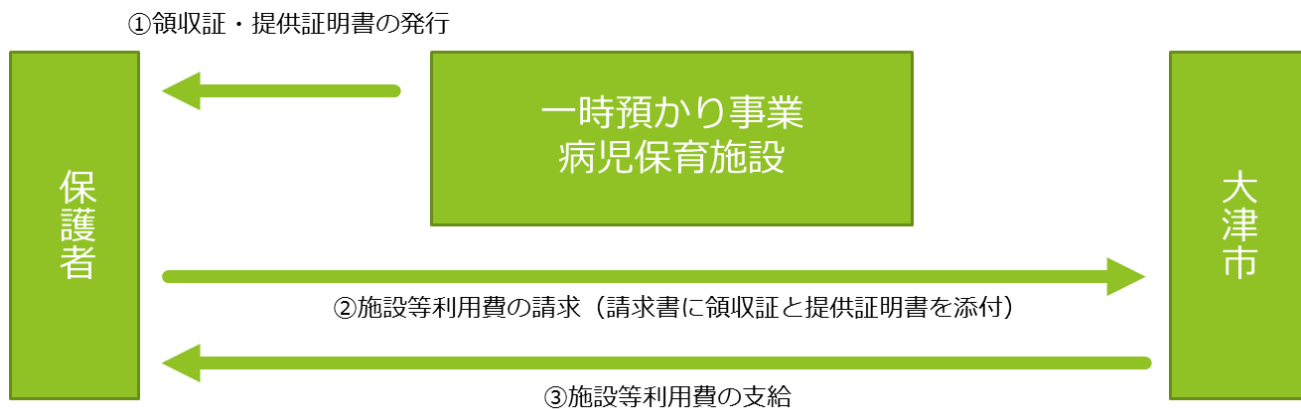
市民税非課税世帯の 0～2 歳児：月額 42,000 円

※いずれも月額上限額を超えた部分は保護者の方の自己負担になります。

※幼稚園や預かり保育を併用している場合の月額上限額は上記と異なります。

《請求事務手続き》

- ・施設が取りまとめて請求する場合、特に保護者の方にさせていただき事務手続きはございません。
- ・保護者の方が直接請求する場合、保護者の方がご自身で請求書を作成し本市までご提出いただく必要があります。その場合、請求事務手続きは下図のような流れで行います。



- ・請求書をご提出いただく際に、添付書類として**領収証**と**提供証明書**の写しが必須になります。（ファミリーサポートセンター事業ではこの2つに代わり**活動報告書**の写しが必須になります。）
- ・領収証と提供証明書は利用施設から発行されるので、請求時まで紛失しないようにご注意ください。（ファミリーサポートセンター事業では提供会員から活動報告書の写しが発行されます。）

《請求の締切日と支払予定時期》

- ・個人請求の場合、保護者の方への施設等利用費の給付については、年4回請求書の受付を行います。

4～6 月分 請求締切日：7 月末日まで 支払予定日：8 月末日頃

7～9 月分 請求締切日：10 月末日まで 支払予定日：11 月末日頃

10～12 月分 請求締切日：1 月末日まで 支払予定日：2 月末日頃

1～3 月分 請求締切日：4 月 15 日まで（15 日が閉庁日の場合は、翌営業日まで）

支払予定日：5 月末日頃

※半期分の請求をまとめてしていただくことや、1 年分を年度末にまとめてしていただくことも可能です。

《請求時の提出書類》

- ・以下の書類全てを保育幼稚園課まで郵送していただくか、直接お持ちください。

①施設等利用費請求書（償還払い用）：押印が必要です。

②委任状：振込先の口座名義人が請求者以外の場合、提出が必要です。

③施設等利用費請求金額内訳書（償還払い用）

④領収証等及び特定子ども・子育て支援提供証明書：施設や事業所が発行したものです。

※施設等利用費の上限額の範囲内で、利用した全ての施設や事業、及び年度中の全ての利用期間のものをご提出ください。

※施設や事業所によっては領収証ではなく、それに代わる書類が発行される場合もあります。

※ファミリーサポート事業のみを利用した場合は不要です。

⑤活動報告書：ファミリーサポート事業を利用した場合に限ります。

※施設等利用費の上限額の範囲内で、利用した全ての施設や事業、及び年度中の全ての利用期間のものをご提出ください。

《留意点》

- ・施設等利用費の給付対象期間は、大津市で施設等利用給付認定を受けている期間になります。施設等利用給付認定を受けていない場合は施設等利用費を請求することができません。
- ・施設等利用費の対象施設一覧は市のホームページに掲載しています。市外の施設をご利用の場合、施設の所在地である市町村のホームページ等で確認してください。
- ・食材料費、日用品代、文房具代、通園送迎費、行事参加費などは施設等利用費の対象外のため、保護者の方の負担となります。また、ファミリーサポートセンター事業のうち、送迎のみの利用も対象外です。
- ・施設等利用給付認定を月途中から受けている方などは、その月の施設等利用費について日割計算を行う必要があるため、金額等について事前にご相談ください。
- ・「育休中」を保育の必要性の事由として施設等利用給付認定を受けている方は、一時預かり事業、病児保育施設、ファミリーサポートセンター事業を利用しても無償化の対象にはなりません。
- ・企業主導型保育所を利用している期間がある場合、その期間は本請求書の対象期間に含めることは出来ません。
- ・請求書等の記入に際し訂正を行う場合は、二重線と訂正印でご対応ください。ただし、請求金額は訂正することができませんので、お手数ですがもう一度書き直してください。

《お問合せ先・提出先》

大津市福祉部子ども未来局保育幼稚園課

住所：〒520-8575 大津市御陵町3番1号

電話：077-528-2746（直通） FAX：077-525-3305